



医 第 7 5 8 号

平成22年 5 月 27 日

部内各課長 殿

医 務 課 長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について  
（依頼）

このことについて、厚生労働省医政局指導課長及び医薬食品局安全対策課長  
から別添（写）のとおり通知がありましたので、お知らせします。

（事務担当：医務係）

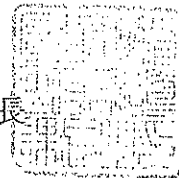




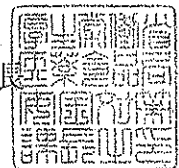
医政指発0507第3号  
 薬食安発0507第2号  
 平成22年5月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な管理等の実施については、平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（以下「平成21年通知」という。）により、関係団体等への周知等を依頼したところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、別添のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供すること等を依頼いたしました。

ついては、貴職においても、関係部局と連携の上、平成21年通知の内容について、改めて関係団体等への周知等を行うようお願いいたします。

（参考）

- 1) 厚生労働省作成リーフレット「AEDの点検をしていますか？」  
 URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/d1/h0401-4b.pdf>
- 2) 厚生労働省ホームページ「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」  
 URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-1.html>





薬食安発0507第1号  
薬食監麻0507第5号  
薬食機発0507第11号  
平成22年5月7日

各AED製造販売業者代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な管理等を設置者等に依頼するための情報提供等の実施については、平成21年4月16日付け薬食安発第0416001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」により依頼し、設置者等への表示ラベルの配布や日常点検等に関する情報提供等を実施いただいたところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」を参考に、AEDの各製造販売業者として、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供いただくよう、お願いします。あわせて、AEDの設置者の全体の把握に努め、円滑な情報提供が可能となるよう設置者の情報を適切に管理するようお願いいたします。

また、AEDの自主回収（改修）の事例や消防機関における救急隊用AEDを中心とした不具合（疑いを含む。）の事例が相継いでいる状況であることから、一層の品質管理・安全管理体制の強化及び製品の改良に努めるようお願いいたします。

## 各製造販売会社代表者

株式会社エムビーエス

日本光電工業株式会社

日本メドトロニック株式会社

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

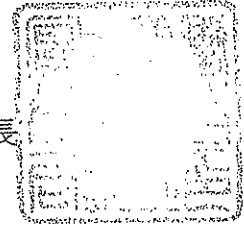
(参考) 平成 21 年通知



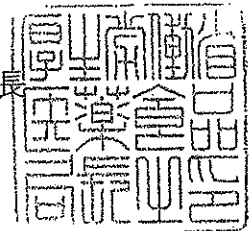
医政発第0416001号  
薬食発第0416001号  
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について  
(注意喚起及び関係団体への周知依頼)

自動体外式除細動器 (以下「AED」という。) については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法 (昭和35年法律第145号) に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

## 記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電話：03-5253-1111（内線2751,2758）

夜間直通：03-3595-2435

## AEDの設置者等が行うべき事項等について

## 1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

## 2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

## 1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

## 2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

## 3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

## 3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

#### 4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>